（人事院規則二―一四の一部改正）

第七条　人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百二十八人」を「六百十六人」に改める。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第八条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「並びに内閣府、宮内庁並びに」を「、内閣府、宮内庁、」に改め、「規定する機関」の下に「、デジタル庁」を加える。

第三十条第一項第一号中「及び各府省」を「、各府省及びデジタル庁」に改める。

第三十七条第三項第十三号中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

（人事院規則九―二の一部改正）

第九条　人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「金融国際審議官」の下に「、デジタル審議官」を加える。

（人事院規則九―六の一部改正）

第十条　人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「金融庁」の下に「、デジタル庁」を加える。

（人事院規則九―七の一部改正）

第十一条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十一号、同条第二項及び第七条中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

別表中「（内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加え、「消費者庁」を「消費者庁／デジタル庁」に改める。

（人事院規則九―八の一部改正）

第十二条　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第八の備考第八号中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

（人事院規則九―一七の一部改正）

第十三条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一中四十二の表を四十三の表とし、十二の表から四十一の表までを一表ずつ繰り下げ、十一の表の次に次の一表を加える。

十二　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第十四条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条第十四号中「無給平成三十七年国際博覧会特措法」を「無給令和七年国際博覧会特措法」に、「平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員」を「令和七年国際博覧会特措法派遣職員」に改める。

第四条の二及び第七条第八号中「平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員」を「令和七年国際博覧会特措法派遣職員」に改める。

第十一条第二項第九号中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

（人事院規則九―一二三の一部改正）

第十五条　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十四号を第四十五号とし、第三十一号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十号中「及び本省に置かれる職」を削り、同号を同条第三十一号とし、同条中第十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　デジタル庁に置かれる職

（人事院規則一一―四の一部改正）

第十六条　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

第七条の二第五項中「及び各府省」を「、各府省及びデジタル庁」に改める。

（人事院規則一一―八の一部改正）

第十七条　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「消費者庁長官」を「消費者庁長官／デジタル審議官」に改める。

（人事院規則一四―二一の一部改正）

第十八条　人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

（人事院規則一六―〇の一部改正）

第十九条　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「置かれる機関」の下に「（第六号に掲げる機関を除く。）」を加え、同表中第二十五号を第二十六号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十九号中「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同号を同表第二十号とし、同表中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十四号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同号を同表第十五号とし、同表中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　デジタル庁

（人事院規則二一―〇の一部改正）

第二十条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加え、同項第二号中「第十七条第一項」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項」を加える。

第五条第十一号中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。